

海田町水道施設運転管理等業務委託

性能仕様書

令和7年9月11日

海田町上下水道課

目 次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	業務の履行	1
第3条	委託する施設等	1
第4条	業務の内容	1
第5条	業務管理	1
第6条	運転管理概要	1
第7条	業務従事者の届出	1
第8条	業務従事者の要件	2
第9条	実務経験者の配置	2
第10条	総括責任者の職務	2
第11条	副総括責任者の職務	2
第12条	業務履行計画書	2
第13条	年間業務実施計画書	3
第14条	年間業務実施計画書の要領	3
第15条	月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書	3
第16条	業務記録等の整備	4
第17条	報告書等	4
第18条	安全管理	4
第19条	健康管理	4
第20条	保全・保安教育及び訓練	4
第21条	貸与品等	4
第22条	監視室等の自主管理	4
第23条	業務従事者の服装等	4
第24条	火災の防止	5
第25条	侵入者の防止等	5
第26条	水道施設の一般管理	5

第2章 業務内容

第27条	就業形態	5
第28条	事故等の措置	5
第29条	運転操作監視業務	5
第30条	水質監視業務	6

第 31 条	保守点検業務	6
第 32 条	その他関連業務	7
第 33 条	簡易な補修	7
第 34 条	廃棄物の取扱い	7
第 35 条	助勢等	7

第 3 章 業務書類等

第 36 条	業務書類等	8
第 37 条	業務履行報告書	8
第 38 条	委託業務履行検査	8
第 39 条	施設の機能確認	8

第 4 章 その他

第 40 条	経費の負担	9
第 41 条	責任分担	9
第 42 条	本業務実施におけるリスクマネジメント	9
第 43 条	雑則	9
第 44 条	疑義	10

別紙ー 1	業務委託する施設・設備等	11
別紙ー 2	保守点検業務の対象施設・設備等	12
別紙ー 3	業務と責任分担	13
別紙ー 4	リスク分担表	14

第1章 総則

(目的)

第1条 この海田町水道施設運転管理等業務委託性能仕様書（以下「本仕様書」という。）は、委託者が管理する取水施設、浄水場及び配水施設等（以下「水道施設」という。）の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、水道施設の適正な運営を図るため、水道施設運転管理等業務（以下「本業務」という。）に係る性能仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、水道施設の機能が十分に発揮できるよう、海田町水道施設運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、海田町水道施設運転管理等業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）、本仕様書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に、また、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載がない事項であっても業務遂行上当然に必要なものは、受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

(委託する施設等)

第3条 委託者が受託者に委託する施設等は【別紙－1】に示すとおりとする。

(業務の内容)

第4条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、本仕様書第2章に示すとおりとする。

(業務管理)

第5条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡することとする。

3 受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたっては常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫して設備の予防保全に努めることとする。

4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び水道施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

なお、予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合については、速やかに委託者と受託者が協議し運転方法を決定することとする。

5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期することとする。

(運転管理概要)

第6条 水質、水圧、水量に関しては、要求水準書第21条に規定したとおりとする。

(業務従事者の届出)

第7条 受託者は、業務従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（業務従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した業務従事者選任届を届出るものとし、事前に委託者の承諾を得ること。また、変更がある場合も同様とする。

2 受託者の業務従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者及

び受託者が協議のうえ、当該業務従事者を変更することができる。

(業務従事者の要件)

第8条 業務従事者の要件は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者

水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備等の業務に精通し、急速ろ過処理を行う処理能力 8,000 m³/日以上以上の施設又は緩速ろ過処理を行う処理能力 4,000 m³/日以上以上の施設の運転管理、維持管理に5年以上の実務経験を有する者とする。

(2) 副総括責任者

水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備等の業務に精通し、急速ろ過処理を行う処理能力 8,000 m³/日以上以上の施設又は緩速ろ過処理を行う処理能力 4,000 m³/日以上以上の施設の運転管理、維持管理に3年以上の実務経験を有する者とする。

(3) 前各号以外の従事者

水道施設の運転管理、保守点検整備、電気・機械設備等の業務について必要な技術を有する者で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 電気科、機械科又は化学科等の本業務の履行に必要な学科を修めた者

イ 水道施設において1年以上の実務経験を有する者

(実務経験者の配置)

第9条 受託者は、本業務を履行するため、前条に定める実務経験者を適正に配置しなければならない。

(総括責任者の職務)

第10条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場業務の最高責任者として、受託者の従事者の指揮、監督を行い、技能の向上及び事故防止に努めること。

(2) 委託者と密接な連携のもと、本業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(副総括責任者の職務)

第11条 副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 施設機能の把握及び本業務の目的、内容を十分理解し、総括責任者の補佐を行うこと。

(2) 総括責任者が不在の場合は、総括責任者に代わってその職を務めなければならない。

(業務履行計画書)

第12条 受託者は、別に定める期間までに契約書、要求水準書、本仕様書に基づき、委託者と十分な協議を行い契約期間における業務履行計画書を策定し、委託者に提出するものとする。業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

(1) 業務概要に関すること。

水道施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載する。

(2) 業務組織に関すること。

業務委託を遂行するうえで必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担、異常時、その他の組織等の体制、配置人数、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。

(3) 主たる業務の実施計画（工程）の概要

(4) 主たる業務履行計画書、報告書類の提出

(5) その他必要な計画

(年間業務実施計画書)

第13条 受託者は、業務履行計画書に基づき、各業務を実施するうえで留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について示した年間業務実施計画書を策定し、委託者に提出するものとする。年間業務実施計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務計画に関すること。
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務工程表
- (2) 業務方法に関すること。
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (3) 安全衛生管理に関すること。
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (4) 保全・保安管理に関すること。
保全・保安教育の内容及び実施予定表
- (5) 各種報告書様式
日報・月報・年報・運転記録、その他文章等
- (6) その他必要事項

(年間業務実施計画書の要領)

第14条 前条の年間業務実施計画書の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 年間業務実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3とする。
- 2 年間業務実施計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に水道水を供給するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
 - (2) 「業務方法に関すること」は、水道施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、点検の内容・点検頻度・点検要領、その他必要な事項について具体的に記載すること。
 - (3) 「安全衛生管理、保全・保安管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を遂行するための安全衛生管理に関わる基準や安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安管理等について具体的に記載すること。
 - (4) 受託者は、年間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その年間業務が終了した際には、速やかに年間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、年間業務履行計画書は、年間業務履行計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。
 - (5) 「各種報告書様式」は、契約書、要求水準書及び本仕様書等で報告することとされている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成する。

(月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書)

第15条 受託者は、業務計画について、あらかじめその内容を委託者と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務実施計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務実施計画書に添付して提出すること。

- 2 受託者は、月間業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議すること。
- 3 受託者は、月間業務実施計画書に基づき業務を履行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、月間業務履行報告書は、月間業務履行計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

4 月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書の要領は、前条に読み替えるものとする。

(業務記録等の整備)

第 16 条 受託者は、業務記録など業務の履行及び確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告書等)

第 17 条 受託者は、本業務の履行に係る報告書を速やかに委託者に提出しなければならない。

(安全管理)

第 18 条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるところとする。

(健康管理)

第 19 条 受託者は、常に安全衛生管理に注意を払い、業務従事者に感染症等の疑いが生じた場合は直ちに業務従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 受託者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条に定める健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告をしなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

第 20 条 受託者は、作業、維持（運転、監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、水道施設の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育をすることとする。

2 受託者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生した時の措置について異常時対応マニュアルを作成し、実施指導及び訓練等を行わなければならない。

(貸与品等)

第 21 条 本業務の履行に際し、受託者が業務遂行上必要とする関係書類、工具などの貸与品等は委託者が必要に応じて無償で貸与する。

2 貸与品等については、受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し管理することとする。なお、受託者の故意又は過失により貸与品等に毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。

(監視室等の自主管理)

第 22 条 受託者は、本業務の履行に要する監視室、電気室等の施設を受託者の責任において、整理整頓するとともに維持管理を行わなければならない。

2 監視室等は無償で供与するが、使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担により原状回復しなければならない。

(業務従事者の服装等)

第 23 条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けることのないようにしなければならない。

また、訪問者及び電話の対応については、相手に不快感を与えないなど、態度等には十分注意しなければならない。

(火災の防止)

第 24 条 受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気の適正な取扱い及び後始末を徹底させなければならない。

(侵入者の防止等)

第 25 条 受託者は、設備機器、備品、工具類等の盗難及び水道施設の不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠及び解錠の管理を確実にしなければならない。

3 受託者は、水道施設に設置されている監視カメラにより、常に監視しなければならない。

(水道施設の一般管理)

第 26 条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務遂行上で必要な諸事項について、委託者と協議を行った場合は、その都度議事録を作成し、委託者に提出するとともに承認を受けるものとする。

第 2 章 業務内容

(就業形態)

第 27 条 受託者は、本業務の履行にあたり原則として次の就業形態により行うものとする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 水道施設、設備等の遠隔制御及び監視 | 毎日 (24 時間常時監視) |
| (2) 浄水場巡回点検 | 毎日 |
| (3) 毎日水質検査 | 毎日 |
| (4) ポンプ所巡回点検 | 週 1 回または週 2 回 |
| (5) 水質計器の清掃・校正 | 隔週 |
| (6) 配水池、水源池巡回点検 | 月 1 回 |
| (7) 薬品補充 | 必要時 |
| (8) 緊急時初期対応 | 非常時 |

2 人員配置は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 平日及び休日の夜間 | 国信浄水場に 1 名以上常駐 |
| (2) 平日及び休日の昼間 | 2 名以上かつ業務に必要な人員を配置
(国信浄水場の常駐 1 名を含む) |

3 災害や事故等の緊急時は原則 30 分以内に 1 名以上の人員が該当施設又は国信浄水場に出動できる体制を整えること。

(事故等の措置)

第 28 条 テロ及び天災等による事故及び重大故障等、通常予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、前条の規定にかかわらず、委託者と受託者協議のうえ、決定するものとする。

(運転操作監視業務)

第 29 条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は設定等に変更が必要な場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従い処置を行なうこと。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、発注者に報告することにより処置できるものとする。なお、遠隔制御及び監視を行うソフトウェアについては発注者より無償貸与するも

のとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
- (2) 取水・送水設備の適正な流量管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

- (1) 受変電設備の監視
- (2) 通信状況の確認
- (3) 原水流量、送水流量、配水池流入量等の制御及び監視
- (4) 取水設備の制御及び監視
- (5) 各配水池の水位及び流量等の制御及び監視
- (6) ポンプ施設の流量制御及び監視
- (7) 沈殿池、急速ろ過池、緩速ろ過池の運転制御及び監視
- (8) 濁度、色度、pH 値、残留塩素等水質の監視
- (9) 薬品等の注入量の監視、制御及び残量記録

3 受託者は、トレンドグラフや帳票を分析し、時間的な変化、施設や機器の運転傾向（号機による電流値や運転時間の差、機器の動作タイミングの適否、夜間流量の変化による漏水の疑いの確認、各種設定値の適否等）を把握し、不具合を事前に察知し早期対応することで故障の影響を最小限にすること。

4 異常を発見した場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従い初期対応を行うとともに、状況を記録するものとする。

5 24 時間常時監視を行うが、チェックシート等による確認も実施すること。確認を実施する周期は均等となるよう留意すること。

（水質監視業務）

第 30 条 受託者は、原水水質及び浄水処理の水質状況などを把握し、浄水水質管理を行うものとする。

2 受託者は、巡回点検時等に浄水場の各処理工程の水をサンプリングし、水質測定を行うものとする。異常を発見した場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

3 受託者は、管末給水 4 箇所の水をサンプリングし、水質測定を行うものとする。異常を発見した場合や残留塩素の下降傾向がみうけられる場合には、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。各採水地点は以下のとおり。

No	地 点 名	住 所	備 考
1	港町公園	海田町窪町 5-1 地先	給水栓
2	南本町公園	海田町南本町 5-15 地先	給水栓
3	東二丁目ドレン	海田町東二丁目 1-4 地先	水抜き用給水栓
4	砂走公園	海田町砂走 14-28 地先	給水栓

4 受託者は、手分析値とのクロスチェックにより、隔週で残留塩素計の校正作業を行うものとする。

（保守点検業務）

第 31 条 受託者は、当該年度の月間及び年間業務実施計画書に基づき【別紙－2】に記載する対象施設・設備等の保守点検業務を次のとおり行うものとする。

- (1) 施設における電気設備、機械設備、通信設備、水質設備等すべての機器設備及びその他の設備で水道施設を維持管理・運転管理するのに必要な設備（委託者が指定し受託者が了承したもの）の点検を行うこと。

- (2) 毎日点検、週例点検及び月例点検は、五感や簡易な測定器を用いて各種機器を巡視し、異常な音、振動、臭い、高温、油の漏れ及び各種計測計器の指示値等を確認し、異常を認めたときは、発注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- (3) 点検の際は、薬品の残量確認を行うこととし、必要に応じて薬注率の変更、ポンプ潤滑油、薬品の補充を行うこと。
- (4) バイオアッセイの水槽類（予備水槽を含む）の清掃を適宜行うこと。また、水槽類の状態によっては、機能に支障がないように清掃を行うこと。
- (5) 発注者が別途発注する蟹原浄水場緩速ろ過池かき取り業務の実施に伴う鍵の開閉、水抜き、水張りを行うこと。（3 池×5 回＝15 回）

（その他関連業務）

第 32 条 受託者は、水道施設等の監視について、業務に支障をきたす障害物があるときは速やかにその障害物を除去すること。ただし、障害物の除去が困難な場合は、委託者と受託者がその対応について協議する。

- 2 受託者は、各施設における薬品使用量を踏まえ、適宜薬品の補充を行うこと。なお使用する薬品は、発注者が調達するので、残量を考慮し、補充する時期を事前に発注者へ連絡すること。各施設における薬品補充量等は以下のとおり見込んでいます。

No	使用施設	薬品種別	規 格	補充量・回数
1	砂走ポンプ所	次亜塩素酸ナトリウム	6% 18L/箱	1 箱 週 2 回
2	三迫ポンプ所	次亜塩素酸ナトリウム	12% 20L/箱	1 箱 週 1 回（夏期）

（簡易な補修）

第 33 条 受託者は、保守点検等により発見した不良箇所又は故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理して作業後速やかに委託者に報告し、後日修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、応急措置を行うとともに委託者に連絡し、その対応について協議する。

- 2 設備の簡易な補修、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラ等については、受託者の負担とする。

（廃棄物の取扱い）

第 34 条 受託者は、水道施設から排出する廃棄物、水槽類の清掃等により水道施設から排出する砂・汚物等に係る産業廃棄物の処理処分を法令に基づき適正に行うこと。

（助勢等）

第 35 条 受託者は、次に掲げる業務に関し、その業務の履行又は助勢等を行うものとする。

- (1) 電話・来客者の対応（閉庁時）
- (2) 異常時における委託者の職員への通報
- (3) 委託者が行う催事への参加
- (4) 施設見学者対応の助勢
- (5) 水道関係機関等からのアンケート調査回答への助勢
- (6) その他業務上必要な諸作業

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第36条 受託者は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（業務開始日に提出）
- (2) 総括責任者選任届（事前協議のうえ、業務開始日までに提出）
- (3) 業務従事者選任届（事前協議のうえ、業務開始日までに提出）
- (4) 業務履行計画書（事前協議のうえ、業務開始日までに提出）
- (5) 借用承認願（事前協議のうえ、業務開始日までに提出）
- (6) 年間業務実施計画書（当該年度開始前月の20日までに提出。ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
- (7) 年間業務履行報告書（当該年度分は翌年度の4月5日まで。契約最終年度は最終月の末日に提出）
- (8) 月間業務実施計画書（前月の20日までに提出）
- (9) 月間業務履行報告書（翌月の5日までに提出。契約最終年度は最終月の末日に提出）
- (10) その他委託者が要求するもの（委託者が指定する日までに提出）

(業務履行報告書)

第37条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は、次のとおり報告することとする。ただし、報告事項の中に技術的な問題がある場合は、その都度委託者に報告し、協議しなければならない。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務完了報告書
 - ア 業務所見
 - イ 運転管理等各種データ
 - ウ 業務実績報告書
 - エ その他委託者が要求するもの

(委託業務履行検査)

第38条 受託者は、月間及び年間業務が完了したときは、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了検査は、受託者から業務完了届が提出され、10日以内に委託者が立会いのものと行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 検査は、受託者が提出した業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。
- (4) 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

(施設の機能確認)

第39条 契約終了に伴う施設の機能確認の結果、その機能に不備があり、当該不備が受託者の管理に起因する場合は、受託者の費用でその機能を回復するものとする。

2 施設の機能確認が困難又は判断できない場合の措置は、委託者と受託者の協議により定

める。

第4章 その他

(経費の負担)

第40条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等事務品。ただし、委託者の所有物のうち、委託者が使用を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品。ただし、委託者の所有物のうち、委託者が使用を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 食器棚、茶器、台所用品等の消耗品。ただし、委託者の所有物のうち、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 各種作業服、靴、手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検及び修繕に係る工具、懐中電灯等の工具・機器
- (6) 車両及び車両維持管理に係る費用
- (7) 清掃用具及び清掃用品等消耗品。ただし、委託者の所有物のうち、委託者が使用を認めた場合はこの限りではない。
- (8) 電話、ファックス、インターネットの設置工事費及び維持費。ただし、委託者が使用を認めた場合は委託者所有の機器を利用することができる。
- (9) 水道施設点検のための経費（点検シール等）
- (10) 各種保険の加入に係る経費

(責任分担)

第41条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において直ちに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りでない。

2 業務範囲における責任分担の詳細については【別紙－3】による。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第42条 本業務実施における水道施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

2 リスクの分担は【別紙－4】による。

3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

4 受託者は加入した保険については、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(雑則)

第43条 本仕様書に明記されていない事項であっても、受託者は運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 本業務に関わる資料の提出を委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。

- 3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を外部に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(疑義)

第 44 条 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項は、委託者及び受託者協議のうえ、定めるものとする。

【別紙－１】業務委託する施設・設備等

1 対象施設

委託業務の対象となる施設は、次に示す施設及び付属施設とする。

(1) 取水・導水施設

	施設名称	所 在	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備 考
1	蟹原井戸水源	海田町蟹原一丁目 1-5	4,000	地下水(浅井戸)
2	蟹原瀬野川水源	海田町蟹原一丁目 1-5 地先	4,000	伏流水(2級河川瀬野川)
3	砂走水源	海田町砂走 16-1	1,000	地下水(浅井戸)
4	国信瀬野川水源	海田町国信一丁目 1-21 地先	8,000	伏流水(2級河川瀬野川)
5	国信井戸水源	海田町国信一丁目 4-13	2,000	地下水(浅井戸)

(2) 浄水施設

	施設名称	所 在	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備 考
1	蟹原浄水場	海田町蟹原一丁目 1-5	4,000	緩速ろ過(3池) 除鉄・除マンガン設備(1基)
2	国信浄水場	海田町国信一丁目 4-13	8,000	急速ろ過(8池)

(3) 送水施設

	施設名称	所 在	送水能力 (m^3/min)	備 考
1	砂走ポンプ所	海田町砂走 16-1	0.70	CB造平屋建
2	三迫ポンプ所	海田町三迫二丁目 2-22 地先	1.65	RC造平屋建
3	三迫増圧ポンプ所	海田町三迫三丁目 7-35-7 地先	0.70	RC造平屋建
4	東増圧ポンプ所	海田町東二丁目 4-22 地先	0.70	地下式
5	国信増圧ポンプ所	海田町国信二丁目 14-34 地先	0.52	地下式

(4) 配水施設

	施設名称	所 在	有効容量 (m^3)	備 考
1	石原配水池	海田町石原 5-33 地先	1,930	地上式 RC 造(2池)
2	国信配水池	海田町国信一丁目 1-17 地先	2,480	地上式 PC 造(1池)
3	三迫配水池	海田町三迫二丁目 19-43 地先	2,000	地上式 PC 造(1池)

【別紙－２】保守点検業務の対象施設・設備等

保守点検業務については、次の各項のとおり行うことを原則とする。ただし、受託者の創意工夫により効率的な運用ができるのであれば、委託者と協議のうえ、改善することができる。

(1) 毎日点検対象施設

	施 設 名 称
1	蟹原浄水場
2	国信浄水場

※蟹原浄水場は１日３回以上巡回点検を行うこと。

(2) 週２回点検対象施設

	施 設 名 称
1	砂走ポンプ所

(3) 週１回点検

	施 設 名 称
1	三迫ポンプ所
2	三迫増圧ポンプ所
3	東増圧ポンプ所
4	国信増圧ポンプ所

(3) 月１回点検

	施 設 名 称
1	石原配水池
2	国信配水池
3	三迫配水池
4	蟹原井戸水源
5	蟹原瀬野川水源
6	砂走水源
7	国信瀬野川水源
8	国信井戸水源

別紙－３ 業務と責任分担

対 象 項 目		責任分担	
		委託者	受託者
財産管理		—	—
①占用許可申請		○	
②管理用用地管理		○	
③水利権許可申請		○	
運転管理		—	—
①苦情処理	・ 苦情初期対応（電話対応）		○
	・ 苦情対応（現場対応）	○	
②配水管等事故	・ 漏水初期対応（電話対応・現地確認）		○
	・ 漏水対応及び復旧対応	○	
	・ 大規模な漏水及び広範な断水を伴う断水	○	○
③停電	・ 初期対応		○
	・ 送電事故等に伴う地域大規模停電	○	○
④施設事項 （薬品漏洩、場内 配管破損等）	・ 初期対応		○
	・ 減断水を伴わない事故		○
	・ 減断水を伴う事故	○	○
⑤水運用	・ 平常時の水運用		○
	・ 事故時の水運用	○	○
浄水処理管理		—	—
①平常時の処理			○
②施設故障時の処理	・ 供給水質に影響を与えない事態		○
	・ 減断水を伴う事態	○	○
③水質異常時の処理	・ 供給水質に影響を与えない事態		○
	・ 減断水を伴う事態	○	○
保全管理		—	—
①点検			○
②修繕		○	
③埋設配管漏水復旧（場内配管を含む）		○	
④施設改良		○	
⑤電気主任技術者		○	
防災		—	—
①地震 （震度３以上）	・ 委託施設（水道施設）	○	○
	・ 委託外施設（配水管等）	○	○
②火災	・ 初期対応（消防通報、委託者への通報）		○
	・ 火災に伴う対応	○	○

※ 委託者、受託者双方に○がある項目は、状況に応じ委託者と受託者の両者に責任が発生することが考えられることから、連絡等により責任の分担を図る。

別紙ー 4 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任 リスク	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者より提供された施設及び条件に瑕疵があった場合	○	
	委託者から説明された募集要項や業務委託要求水準書の誤りや条件に変更があった場合	○	
制度・法令リスク	委託業務に直接関係する新たな法整備又は規制強化により業務の履行が不可能になった場合、若しくはそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止又はこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受託者の責により関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税など税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
住民・法人対策 リスク	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受託者の責により住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
経済変動リスク	インフレ・デフレによる人件費・物件費の大幅な変動、高騰により業務の履行が困難となる場合	○	
契約リスク	委託者の責により、受託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、委託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約不履行リスク	契約に規定された供給及び支給等、委託者の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された業務が履行されない場合		○
環境保全リスク	受託者が事業を受託する前に、既に発生していた又は既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
需用予測リスク	突発事態以外の理由による計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者の運転管理等が原因で、計画以上の配水量の増加、あるいは浄水の水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合		○
	受託者に非がない場合で、産業廃棄物の増加や操業障害、あるいは処理コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく配水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	受託者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○
施設損傷リスク	受託者による不適切な運転操作により、施設に損傷や損害を与え、コスト増が生じた場合		○
	受託対象施設以外の施設や事象からの波及事故により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
不可抗力リスク	自然災害等の事象等により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
	受託者の責に帰すことのできない大規模停電等の緊急事態により、設備が自動停止若しくは損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
第三者賠償リスク	委託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生リスク	施設・設備の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	○	
	人身事故が発生した場合	○	○
財務・事業中止リスク	委託者の支払遅延、不払い等	○	
	受託者の倒産等		○
	委託者の責により事業を中止する場合	○	
	受託者の責により事業を中止する場合		○